

来年度の文京区障害者地域自立支援協議会に向けて

- ・現在の本協議会委員の任期について
要綱第 4 条及び付則 2 により、平成 22 年 3 月 31 日まで
- ・4 月以降の文京区障害者地域自立支援協議会の委員について
要綱第 3 条の規定の中から、区長が委嘱・指名し決定する
- ・文京区障害者地域自立支援協議会の会長、副会長について
要綱第 5 条により会長は委員による互選、副会長は会長の指名により決定する
- ・各専門部会の委員について
要綱第 8 条 3 により、会長の指名による。

文京区障害者地域自立支援協議会の運営について

障害者等が地域において障害福祉サービスを利用して自立した生活を営むために、支援の質を高めることが重要である。そのために具体的なケースを踏まえた課題の検討や、様々な機関におけるネットワークの構築が必要であり、障害者地域自立支援協議会の果たす役割の重要性は増している。

平成 21 年 7 月に協議会は、3 つの専門部会に対し検討事項の下命を行った。各専門部会では、下命事項に沿って、現状把握した上で、検討を開始し議論を重ねている。

※文京区障害者地域自立支援協議会は原則公開とし、各専門部会は、ケースに密着した検討など、個人情報等の保護の必要から、非公開としている。

【今後の文京区障害者地域自立支援協議会について】(事務局案)

それぞれの専門部会は、協議会からの下命事項について、現状分析及び課題の検討段階である。今後さらに協議を進め、次のステップとしてのネットワークの構築等に向けて検討を継続していく必要があると考える。

そのため専門部会には、次期の下命事項と委員の指名があるまでは、現行の下命事項を継続して、検討を進めることとしたい。